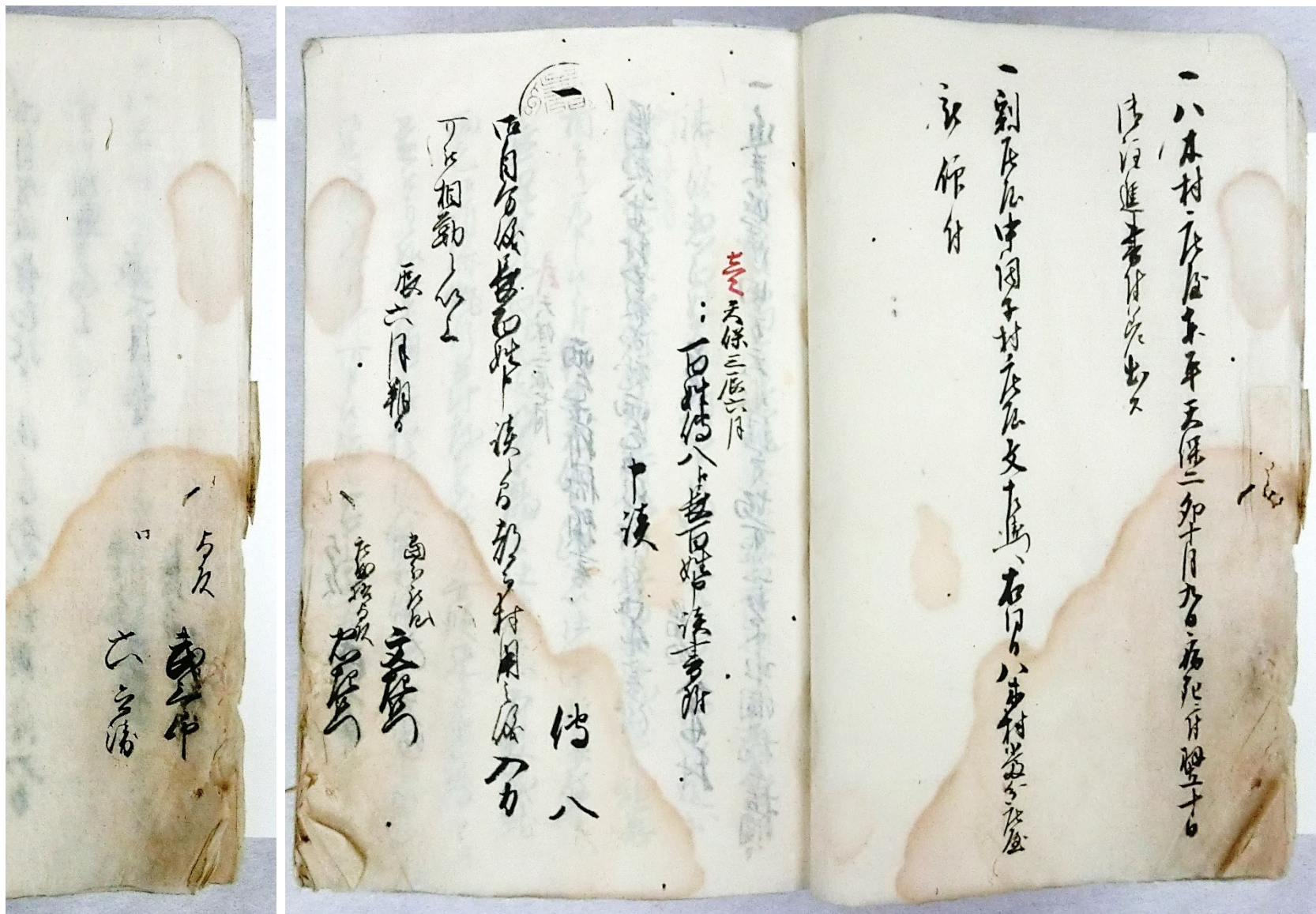




八木村之庄屋本平天保三知十月乃病起并翌十日
法匠進書付於此

一刻乃中岡子村庄屋文士進、右月八日村邊之庄屋
法匠進

天保三庚六月

百肆拾八日始結法書所

中漢

傳八

中岡子村庄屋文士進、右月八日村邊之庄屋
法匠進

天保三庚六月

百肆拾八日始結法書所

八木村
庄屋

一 八木村庄屋東平天保二卯十月九日病死二付、翌十日
御注進書付差出ス

一 割庄屋中調子村庄屋文左衛門へ右同日八木村当分庄屋
被仰付

壺

天保三辰六月

百姓伝八 江長百姓申談書附
申談

一 伝八

御自分儀長百姓申談候間、都而村用之儀入力
可被相勤候、以上

辰

六月朔日

当分庄屋

文左衛門

庄屋格与頭

忠左衛門

与頭

武三郎

同

六兵衛

庄屋 貢租を中心とする
村行政を統括する村役人
割庄屋 数組に分けられ
た郡内各組村々を統括す
る。組内屈指の豪農が任命
された。
当分庄屋 同村・他村の割
庄屋や庄屋が臨時に庄屋
事務を担当する肩書き
庄屋格 庄屋と同じ格式・
待遇
与頭・組頭 庄屋の補佐役
長百姓 村内本百姓の代
表で、庄屋・与頭の職務を
補佐した。
申談(もうしだん) 庄屋
与頭で相談して決めるこ

中調子(なかつようし)村 [現]安佐南区佐東町川内中調子 温井村の東に位置し、東は太田川を挟んで高宮郡矢口・小
田の両村(現安佐北区)、北は八木村に接する。

